

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 七 年 五 月 三 十 日

目 次

規 則

○岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

一

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(法務・情報公開課)

一

○岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(子ども家庭課)

三

○岐阜県漁業調整規則の一部を改正する規則

(里川・水産振興課)

四

教育委員会規則

○岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則

(義務教育課)

四

人事委員会規則

○岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

五

公安委員会規則

○岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(生活安全総務課)

五

訓 令 甲

○岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課)

五

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第四十六号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三子ども相談センター所長の部一の項第二十九号中「第三十三条第九項」を「第三十三条第十八項」に改め、同項第三十号中「第三十三条第十一項」を「第三十三条第二十項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第四十七号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（岐阜県税条例施行規則の一部改正）

第一条 岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六十一号様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（岐阜県建築士法施行細則の一部改正）

第二条 岐阜県建築士法施行細則（昭和二十五年岐阜県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式第二面中「禁錮以上の刑に処せられたこと」を「拘禁刑以上の刑に処せられたこと（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられたことを含む。）」に改める。

（岐阜県災害救助法施行細則の一部改正）

第三条 岐阜県災害救助法施行細則（昭和三十五年岐阜県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九号様式裏面中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（岐阜県退職消防団員報償規則の一部改正）

第四条 岐阜県退職消防団員報償規則（昭和三十八年岐阜県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「第十四条第二項第十九号」を「第四条第二項第十九号」に改める。

第五条中「一に」を「いずれかに」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四号中「前各号」を「前三号」に、「行なう」を「行う」に改める。

（岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第五条 岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年岐阜県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「懲役・禁錮」を「拘禁刑」に、「場合」を「場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」に改める。

（岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正）

第六条 岐阜県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

別記第十四号様式裏面中「よごしたり」を「汚したり」に、「なくした」を「紛失した」に、「または」を「又は」に、「怠たる」を「怠る」に、「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑を含む。）」に改める。

別記第二十六号様式中「禁錮以上の刑に」を「拘禁刑以上の刑（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑を含む。）に」に、「禁錮以上の刑の」を「拘禁刑以上の刑（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法第13条に規定する禁錮以上の刑を含む。）の」に改める。

（岐阜県児童福祉法施行細則の一部改正）

第七条 岐阜県児童福祉法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別記第二十八号様式の八中「はいか」を「はいかい」に、「第18条」を「第17条」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（岐阜県生活保護法施行細則の一部改正）

第八条 岐阜県生活保護法施行細則（昭和五十年岐阜県規則第九号）の一部を次のように改正する。

別記第十三号様式裏面中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正）

第九条 岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年岐阜県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

別記第十号様式中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第十条 岐阜県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年岐阜県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式の八中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑を含む。）」に改める。

（岐阜県政府調達苦情検討委員会規則の一部改正）

第十一条 岐阜県政府調達苦情検討委員会規則（平成二十五年岐阜県規則第七十四号）

の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第十二条 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則(平成二十六年岐阜県規則第九十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「罈谷」を「皆瀬道」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期の禁錮(刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号、以下「旧刑法」という。))第十三条に規定する禁錮をいう。以下同じ。)に処せられた者と、有期拘禁刑に

処せられた者は刑期を同じくする有期の禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)に処せられた者とみなす。

(岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行前にした行為に対する懲役(旧刑法第十二条に規定する懲役をいう。以下同じ。)、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。)に拘留されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対する第五条の規定による改正後の岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第七条の二第一号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘留されている者はそれぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘留されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者はそれぞれ留置施設に留置されて拘禁刑

又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第四十八号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則(昭和四十七年岐阜県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「同条第八項から第十一項」を「同条第十七項から第二十項」に改める。

別記第二十七号様式中

「 3 一時保護を開始した日から2か月を超えて引き続き一時保護を行うことが、親権を行う者又は未成年後見人(以下「親権者等」といいます。)の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません(児童福祉法第33条)。

を

4 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のために必要な措置をとることができま

す。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体

」

一 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）の同意がある場合 二 当該児童に親権者等がない場合 三 当該一時保護をその開始した日から起算して7日以内に解除した場合 四 一時保護を開始した日から2か月を超えて引き続き一時保護を行うことが、親権者等の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、子ども相談センター所長又は知事は、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません（児童福祉法第33条）。 五 子ども相談センター所長は、一時保護が行われた児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、子ども相談センター所長は、一時保護が行われた児童で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています（児童福祉法第33条の2）。 「 に	第五十三条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき」に改める。 第五十四条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。 附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五十三条第一項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和七年六月一日から施行する。 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
改める。 附 則 この規則は、令和七年六月一日から施行する。 岐阜県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和七年五月三十日 岐阜県知事 江 崎 慎 英 岐阜県規則第四十九号 岐阜県漁業調整規則の一部を改正する規則 岐阜県漁業調整規則（令和二年岐阜県規則第百十号）の一部を次のように改正する。 第四十七条に次の一項を加える。 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。	岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和七年五月三十日 岐阜県教育委員会 教育長 堀 貴 雄 岐阜県教育委員会規則第七号 岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則 岐阜県教育職員免許法施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第四十八号・岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。 別記第六号様式中「禁錮以上の刑に処せられた者」を「拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑法第40条）の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。」と改める。 附 則 この規則は、令和七年六月一日から施行する。

人事委員会規則 岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和七年五月三十日 岐阜県人事委員会 委員長 栗 山 知 岐阜県人事委員会規則第十七号 岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則 岐阜県職員退職手当条例施行規則（昭和三十八年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。 別記第四号様式から別記第六号様式までの規定中「嶺麓」を「各嶺道」に改める。 附 則 この規則は、令和七年六月一日から施行する。		訓 令 甲 岐阜県訓令甲第十五号 庁中一般 各現地機関 岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 令和七年五月三十日 岐阜県知事 江 崎 禎 英 別表第二子ども相談センターの表一の項所長決裁事項の欄中第五十九号を第六十二号とし、第三十九号から第五十八号までを三号ずつ繰り下げ、同欄第三十八号中「第三十三条第十一項」を「第三十三条第二十項」に改め、同号を同欄第四十一号とし、同欄第三十七号中「第三十三条第十項」を「第三十三条第十九項」に改め、同号を同欄第四十号とし、同欄第三十六号中「第三十三条第九項」を「第三十三条第十八項」に改め、同号を同欄第三十九号とし、同欄第三十五号中「第三十三条第八項」を「第三十三条第十七項」に改め、同号を同欄第三十八号とし、同欄第三十四号中「第三十三条第六項」を「第三十三条第十五項」に改め、同号を同欄第三十七号とし、同欄第三十三号中「第三十三条第五項」を「第三十三条第十四項」に改め、同号を同欄第三十六号とし、同欄第三十二号中「第三十三条第四項」を「第三十三条第十三項」に改め、同号を同欄第三十 <td data-kind="ghost"></td> <td data-kind="ghost"></td>		
公安委員会規則 岐阜県使用済金屬類営業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和七年五月三十日 岐阜県公安委員会 委員長 林 正 子 岐阜県公安委員会規則第十二号 岐阜県使用済金屬類営業に関する条例施行規則の一部を改正する規則 岐阜県使用済金屬類営業に関する条例施行規則（平成二十五年岐阜県公安委員会規則		訓 令 甲 岐阜県訓令甲第十五号 庁中一般 各現地機関 岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 令和七年五月三十日 岐阜県知事 江 崎 禎 英 別表第二子ども相談センターの表一の項所長決裁事項の欄中第五十九号を第六十二号とし、第三十九号から第五十八号までを三号ずつ繰り下げ、同欄第三十八号中「第三十三条第十一項」を「第三十三条第二十項」に改め、同号を同欄第四十一号とし、同欄第三十七号中「第三十三条第十項」を「第三十三条第十九項」に改め、同号を同欄第四十号とし、同欄第三十六号中「第三十三条第九項」を「第三十三条第十八項」に改め、同号を同欄第三十九号とし、同欄第三十五号中「第三十三条第八項」を「第三十三条第十七項」に改め、同号を同欄第三十八号とし、同欄第三十四号中「第三十三条第六項」を「第三十三条第十五項」に改め、同号を同欄第三十七号とし、同欄第三十三号中「第三十三条第五項」を「第三十三条第十四項」に改め、同号を同欄第三十六号とし、同欄第三十二号中「第三十三条第四項」を「第三十三条第十三項」に改め、同号を同欄第三十 <td data-kind="ghost"></td> <td data-kind="ghost"></td>		

五号とし、同号の前に次の三号を加える。

32 法第三十三条第三項の規定による一時保護状の請求

33 法第三十三条第七項の規定による一時保護の解除又は同項ただし書の規定による
裁判の取消しの請求

34 法第三十三条第九項の規定による一時保護

附 則

この訓令は、令和七年六月一日から施行する。

令和七年五月三十日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社